

SHINGAN 利用規約(スペースマーケット用)

第一章 総則

第1条 (定義) 本規約において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「当社」とは、株式会社IWAGONをいう。
- (2) 「本スペース」とは、当社が運営する施設「SHINGAN」をいう。
- (3) 「利用者」とは、本規約に同意の上、当社が本スペースの利用を承認した法人または個人をいう。

第2条 (運営管理) 本スペースの運営管理は、当社が行うものとする。

第3条 (目的) 本スペースは、主に表現活動のための場所を利用者に貸与することを目的とする。

第二章 利用契約

第4条 (利用資格) 利用者は、次の各号のすべてに適合する者に限る。

- (1) 本スペースの趣旨に賛同し、本規約およびその他の規則を遵守できる者
- (2) 当社の指定した方法で予約手続きを行った者
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、またはその関係者、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと
- (4) 利用者が未成年者（18歳未満）の場合、法定代理人（親権者等）の同意を得た者
- (5) その他、当社が審査の上、適当と認めた者

第5条 (予約) 本スペースの利用は、原則として予約制とする。

第三章 利用

第6条 (利用時間) 利用者は、準備および撤収（清掃を含む）も予め予約した利用時間内で行うものとし、利用終了時刻までに本スペースの原状回復を行わなければならない。

第7条 (善管注意義務および損害賠償) 利用者は、本スペース内の設備および備品を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、故意または過失により損傷が生じた場合は、その修理に要する費用（実費）を賠償するものとする。

第8条 (残置物の取り扱い)

1. 利用終了後にスペース内に残置された物品（以下「残置物」という）がある場合、当社は利用者に電子メール等で通知する。
2. 前項の通知後、7日を経過しても受け取りがない場合、利用者が当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当社にて処分することができる。
3. 前項の処分において費用が発生した場合は、利用者がその費用を負担するものとする。

第四章 禁止行為

第9条 (禁止行為) 利用者は、本スペースの利用に際し、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 本スペースの目的外の利用
- (2) 第三者を誹謗・中傷すること
- (3) 公序良俗、法令に反する行為
- (4) 本スペースの設備や備品の破損、汚損
- (5) 本スペース内での喫煙、火気の使用や危険物の持ち込み

- (6) 騒音、異臭の発生等、近隣住民への迷惑行為
- (7) 本規約に違反すること
- (8) 当社スタッフの業務を妨げる行為
- (9) 利用する権利を第三者に貸与・譲渡または名義変更すること

第五章 免責事項

第10条（免責） 利用者は本スペース内において、自己および自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は本スペースで発生した盗難、紛失、人的事故その他の事故について、一切の賠償責任を負わないものとする。

第11条（利用者の賠償責任） 利用者は、本スペースの利用に関して、設備および備品を破損した場合、また当社スタッフ、他の利用者、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第六章 運営・管理

第12条（運営管理）

1. 本スペースの運営管理は当社の責任において行う。
2. 当社は運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができる。
3. 利用者は本スペースの運営管理について希望や意見を述べることはできるが、不当な要求を行ったり、運営に関与することはできない。

第13条（諸規則の遵守義務） 利用者は本スペースの利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、その他当社が定める運営管理に関する規則に従わなければならない。

第14条（料金の改定） 当社は、利用料等を、運営状況、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる。

第15条（利用制限および契約解除） 本スペースは、次の各号の事由により営業が不可能又は困難な場合、本スペースの全部又は一部を閉鎖、又は本スペースの利用を制限することができる。同時に利用者との契約を解除することができる。この場合、利用者は名目の如何を問わず、損害賠償請求などの異議申し立てをすることができない。

- (1) 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
- (2) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- (4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- (5) 当社及び利用者が利用困難と判断したとき、その他やむを得ない事由があるとき
- (6) 利用者が本規約に定める禁止行為を行ったとき

第16条（規約の改定）

1. 当社は必要に応じて本規約及び細則等を改定することができる。利用者は、本規約の改定がすべての利用者に効力を生じることをあらかじめ承認するものとする。
2. 当社は前項により規約などを改定するとき、利用者にウェブサイト等を通じて通知または公表する。

第17条（細則等） 本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については、別途細則その他の規則に定める。

第18条（管轄裁判所） 本規約または本スペースの利用に関して紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則 本規約は令和8年3月9日より施行する。

制定 令和8年3月9日
株式会社IWAGON 取締役 下山 由貴

2. 当社は運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができる。

3. 利用者は本スペースの運営管理について希望や意見を述べることはできるが、不当な要求を行ったり、運営に関与することはできない。

第23条（諸規則の遵守義務） 利用者は本スペースの利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、その他当社が定める運営管理に関する規則に従わなければならない。

第24条（料金の改定） 当社は、利用料等を、運営状況、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる。

第25条（利用制限および契約解除） 本スペースは、次の各号の事由により営業が不可能又は困難な場合、本スペースの全部又は一部を閉鎖、又は本スペースの利用を制限することができる。同時に利用者との契約を解除することができる。この場合、利用者は名目の如何を問わず、損害賠償請求などの異議申し立てをすることができない。

(1) 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき

(2) 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき

(3) 著しい社会・経済情勢の変化があるとき

(4) 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき

(5) 当社及び利用者が利用困難と判断したとき、その他やむを得ない事由があるとき

(6) 利用者が本規約に定める禁止行為を行ったとき

第26条（規約の改定）

1. 当社は必要に応じて本規約及び細則等を改定することができる。利用者は、本規約の改定がすべての利用者に効力を生じることをあらかじめ承認するものとする。

2. 当社は前項により規約などを改定するとき、利用者にウェブサイト等を通じて通知または公表する。

第27条（細則等） 本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については、別途細則その他の規則に定める。

第28条（管轄裁判所） 本規約または本スペースの利用に関して紛争が生じた場合は、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。